

別紙様式4 (その3)

抽出事案説明書

(担当部局名：沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター)

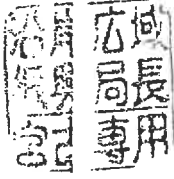
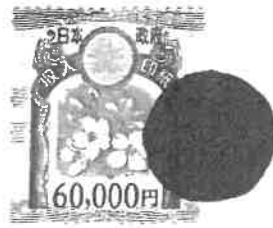
入札方式	随意契約方式
工事名	島の越漁港海岸高潮対策(橋梁下部工その2)工事
工事種別	土木
工事概要	橋梁下部工 1基 土工 1式 場所打杭工 8本 橋台躯体工 232m ³ 仮設工 1式
随意契約の理由	(1) 島の越漁港海岸の橋梁は、田野畑村内における主要交通路線の一部であり、施設の整備は県民の生活及び交通に大きな効果をもたらすものである。このことから、住民等の安全・安心を確保するため、早期の整備が必要となっている。 (2) 本工事は旧水門の撤去に伴い橋梁の架け替えを行う工事であるが、既発注の橋梁下部工工事と施工区域や作業ヤードが重複し現場の錯そうが生じるため、他の施工業者が工事を行うことは著しく不適當である。 (3) このことから、既発注工事と本工事の橋梁下部工工事と併せて工事及び工程管理を一体的に行う必要がある。 (4) 以上により、本工事は競争入札に付することが不利と認められることから、随意契約を行うものである。 (5) また、随意契約に伴う諸経費調整による、工事費を13,186千円削減することができる。
契約金額	93,720千円(内、消費税及び地方消費税相当額 8,520千円)
その他	島の越漁港海岸高潮対策(橋梁下部工)工事 契約金額：114,642千円 工期：令和5年2月22日～令和5年7月16日 工事内容：水門撤去工 1式 橋梁撤去工 1式 橋梁下部工 1基 土工 1式 場所打杭工 8本 橋台躯体工 224m ³ 仮設工 1式

随意契約理由書

工事番号 5-2-6008-000010

工事名 島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工その2）工事

<p>根拠規定等</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 （競争入札に付することが不利と認められるとき。）</p> <p>工事請負契約における随意契約のガイドライン （Ⅲ 競争に付することが不利と認められる場合 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合）</p>
<p>随意契約理由</p>	<p>島の越漁港海岸の橋梁は、田野畑村内における主要交通路線の一部であり、施設の整備は県民の生活および交通に大きな効果をもたらすものである。このことから、住民等の安全・安心を確保するため、早期の整備が必要となっている。</p> <p>本工事は、旧水門の撤去に伴い橋梁の架け替えを行う工事であるが、既発注の橋梁下部工工事と施工区域や作業ヤードが重複し現場の錯そうが生じるため、他の施工業者が工事を行うことは著しく不適當である。</p> <p>このことから、既発注工事の受注者と随意契約を行い、橋梁下部工工事と併せて工事及び工程管理を一体的に行う必要がある。</p> <p>以上により、本工事については、競争入札に付することは不利と認められることから、随意契約を行うものである。</p> <p>また、随意契約に伴う諸経費調整により、工事費を13,186千円削減することができる。</p>
<p>選定業者</p>	<p>株式会社タカヤ</p>
<p>選定理由</p>	<p>上記選定業者は、本工事と工事区域が重複する橋梁下部工工事の受注者であり、現場状況を把握し、本工事と一体的な工事及び工程管理が行えるものであることから選定するものである。</p> <p>島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工）工事 契約金額 114,642,000円</p>



岩手県営建設工事請負契約書

- 1 工事名 島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工）工事
- 2 工事場所 下閉伊郡田野畑村島越地内
- 3 工期 自 令和5年2月22日
至 令和5年3月15日
- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め
(1) 定めあり（別紙特記仕様書等のとおり）
(2) 定めなし
- 5 請負代金額 金 114,642,000 円。
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 10,422,000円)
- 6 契約保証金 金 11,464,200 円
- 7 建設発生土の搬出先等
(1) 搬出予定あり（建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。）
(2) 搬出予定なし
- 8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

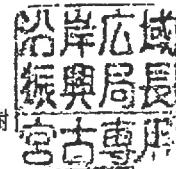
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月21日

発注者

岩手県
契約担当者
沿岸広域振興局長 工藤直樹



受注者

盛岡市本町
株式会社
代表取締役 月光



令和5年3月15日

沿岸広域振興局長 工藤 直樹 様

受注者 岩手県盛岡市本宮五丁目5番5号
株式会社
代表取締役社長 望月 光雄

建設工事請負契約変更請書（第1回変更）

令和5年3月13日付けで協議のあった建設工事請負契約の変更については、次のとおり承諾します。

記

工 事 名	島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工）工事
工 事 場 所	下閉伊郡田野畑村島越地内

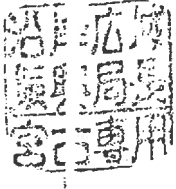
〔契約変更の内容〕

1. 契約変更による工事完成期限

令和5年3月31日

2. 契約の保証の取扱い

契約変更による工事完成期限を含むように保証期間を延長変更するものとする



令和5年3月30日

沿岸広域振興局長 工藤 直樹 様

受注者 岩手県盛岡市本宮五丁目5番5号
株式会社名方
代表取締役社長 細屋 伸夫

建設工事請負契約変更請書 (第2回変更)

令和5年3月24日付けで協議のあった建設工事請負契約の変更については、次のとおり承諾します。

記

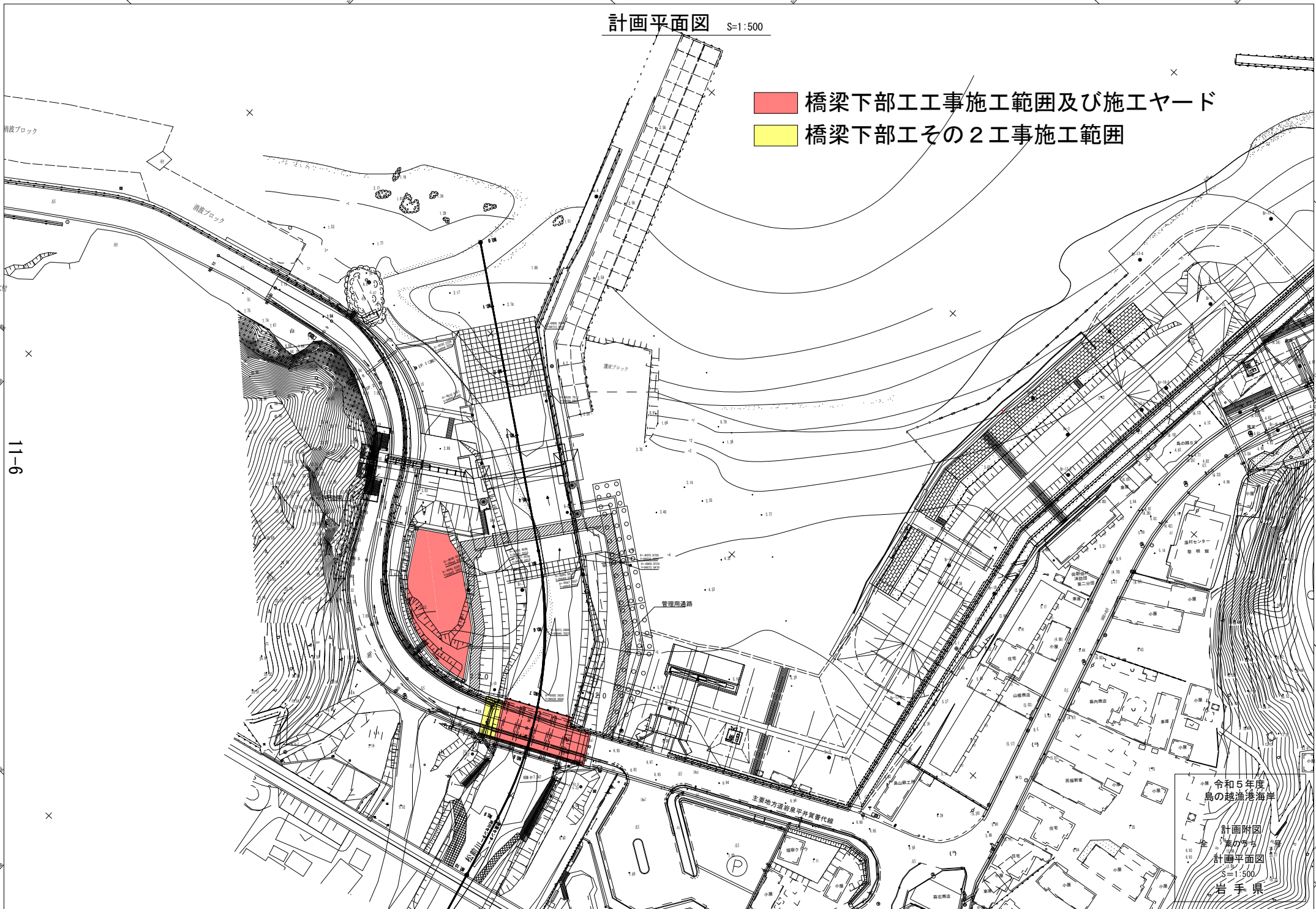
工 事 名	島の越漁港海岸高潮対策 (橋梁下部工) 工事
工 事 場 所	下閉伊郡田野畑村島越地内

[契約変更の内容]

1. 契約変更による工事完成期限
令和5年7月16日
2. 契約の保証の取扱い
契約変更による工事完成期限を含むように保証期間を延長変更するものとする

計画平面図 S=1:500

- 橋梁下部工工事施工範囲及び施工ヤード
- 橋梁下部工その2工事施工範囲



11-6

令和5年度
島の越漁港海岸
計画附図
其の四
計画平面図
S=1:500
岩手県

宮 地 七 号 外
令 和 5 年 5 月 15 日

盛岡市本宮五丁目5番5号
(株) タカヤ 様

沿岸広域振興局長

建設工事見積依頼について

次の建設工事を執行しますので、下記により見積願います。

記

- 1 建設工事名 島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工その2）工事
- 2 工事場所 下閉伊郡田野畑村島越地内
- 3 工事期間 232日間
- 4 設計図書 別添のとおり
(見積書等提出時に併せて返却願います。)
- 5 見積の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和5年5月24日(水) 11時30分
 - (2) 場 所 宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎 1階 入札室
- 6 見積条件 別紙「見積条件」による

宮古地域振興センター 総務課 担当:藤原 電 話 : 0193-64-2211 F A X : 0193-63-4703

見 積 条 件

1 見積書の記載事項

見積書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 見積年月日
- (2) 頭書きに「見積書」である旨記載
- (3) 見積金額
- (4) 見積件名（建設工事名）
- (5) あて名（「沿岸広域振興局長」とする。）
- (6) 見積参加者の住所、氏名及び印（当該押印は省略することができるが、その場合、次の2に留意すること。）

2 見積書には、見積者（法人の場合は代表者）の押印を省略することができるが、この場合、見積合せ出席者の本人確認を行うため、見積合せ執行前に、身分証明書等（運転免許証、社員証など本人写真のあるもの。名刺は不可）を提示すること。

3 代理人による見積

代理人が見積する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を見積合せ執行前に提出すること。

なお、今回の見積書の提出日以前に岩手県知事又は沿岸広域振興局長宛てに委任状を提出し、受理されている場合は、その写しでも可とする。

- (1) 委任者の住所、氏名及び印（※当該押印は省略不可。）
- (2) 委任事項
- (3) 受任者の住所、氏名及び印（当該押印は省略することができる。）

4 郵送による見積は認めない。

5 被指名者が指定した時刻までに見積書を提出しない場合は、当該見積を辞退したものととして取扱う。

6 見積の回数は定めない。

7 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

8 見積の無効

次に掲げる見積は、無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 委任状を持参しない代理人のした見積
- (3) 委任状において、見積書に押印する受任者の「印」を定めている場合で、見積書に当該押印の無い見積書を提出した場合
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積
- (6) その他見積に関する条件に違反して見積した場合

9 契約予定者の決定

予定価格の制限の範囲内で見積した際、契約予定者とする。

10 見積書の記載金額

契約決定にあたっては、見積書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き）を見積書に記載すること。

見 積 調 書

見 積 日 時	令和5年5月24日 11時30分			
工 事 名	島の越漁港海岸高潮対策。(橋梁下部工その2) 工事			
工 事 場 所	下閉伊郡田野畑村島越地内			
予定価格(税込)	93,834,400 円			
予定価格(税抜)	85,304,000 円			
見積業者	見積額(千円)			落札額(千円)
	第1回	第2回	第3回	
(株) タカヤ	85,800.	85,600.	85,400.	
	第4回			
	85,200.			93,720.

執行者	補助者	委任状確認者
		

備 考 見積額に当該額の10%に相当する額を加算した金額が法律上の見積価格である。



岩手県営建設工事請負契約書

- 1 工事名 島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工その2）工事
- 2 工事場所 下閉伊郡田野畑村島越地内
- 3 工期 自 令和5年6月6日から
至 令和6年1月23日まで
- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め
(1) 定めあり（別紙特記仕様書等のとおり）
(2) 定めなし
- 5 請負代金額 金 93,720,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 8,520,000円)
- 6 契約保証金 金 9,372,000 円
- 7 建設発生土の搬出先等
(1) 搬出予定あり（建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。）
(2) 搬出予定なし
- 8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

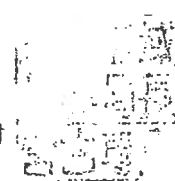
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月5日

発注者 岩手県
契約担当者
沿岸広域振興局長

工藤直樹



受注者 盛岡市本宮五丁目1番5号
株式会社
代表取締役社長

細屋伸央



島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工その2）工事 位置図



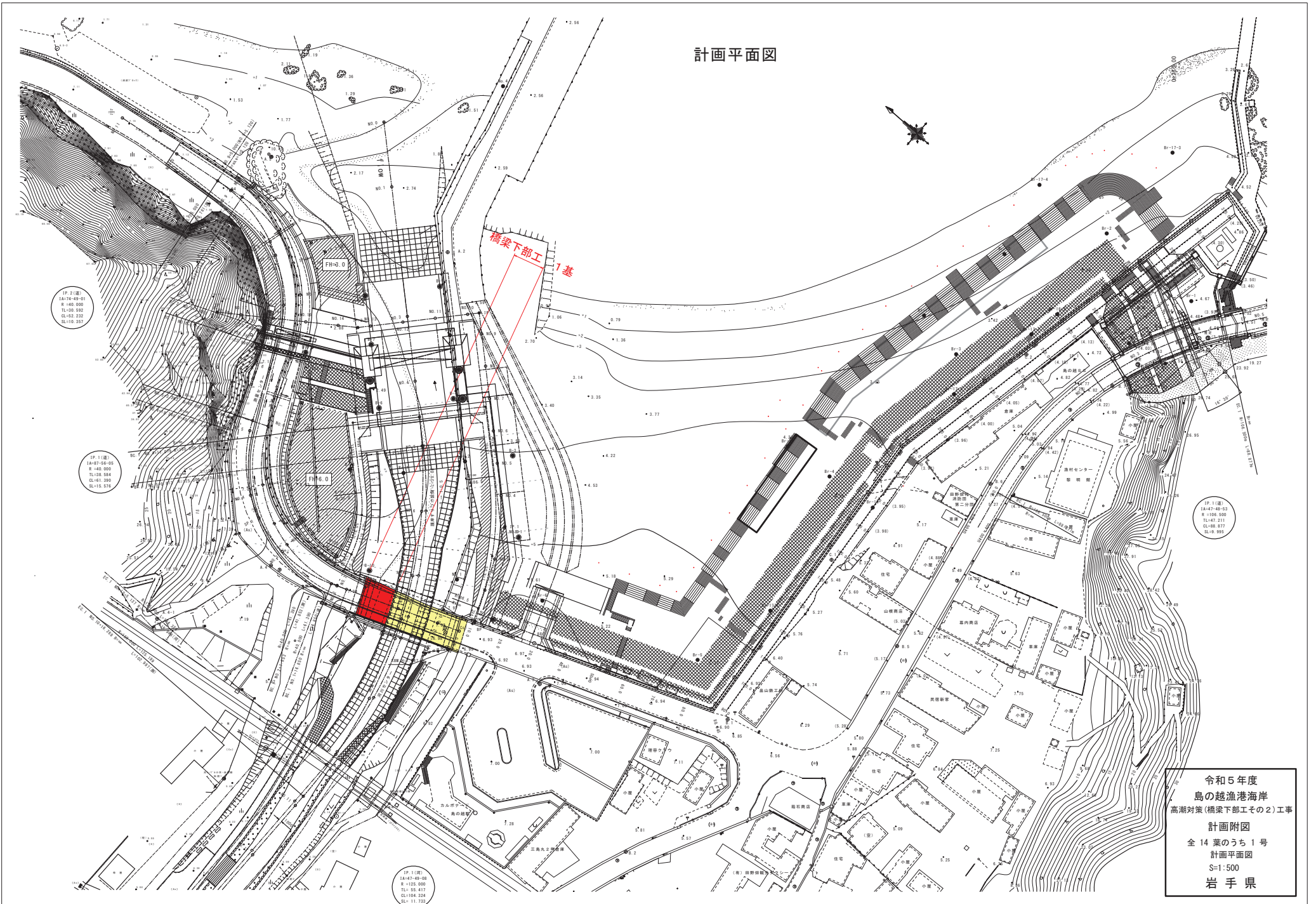
施工箇所



1:25000
11-11

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。（承認番号 平22業使、第214-26939号）

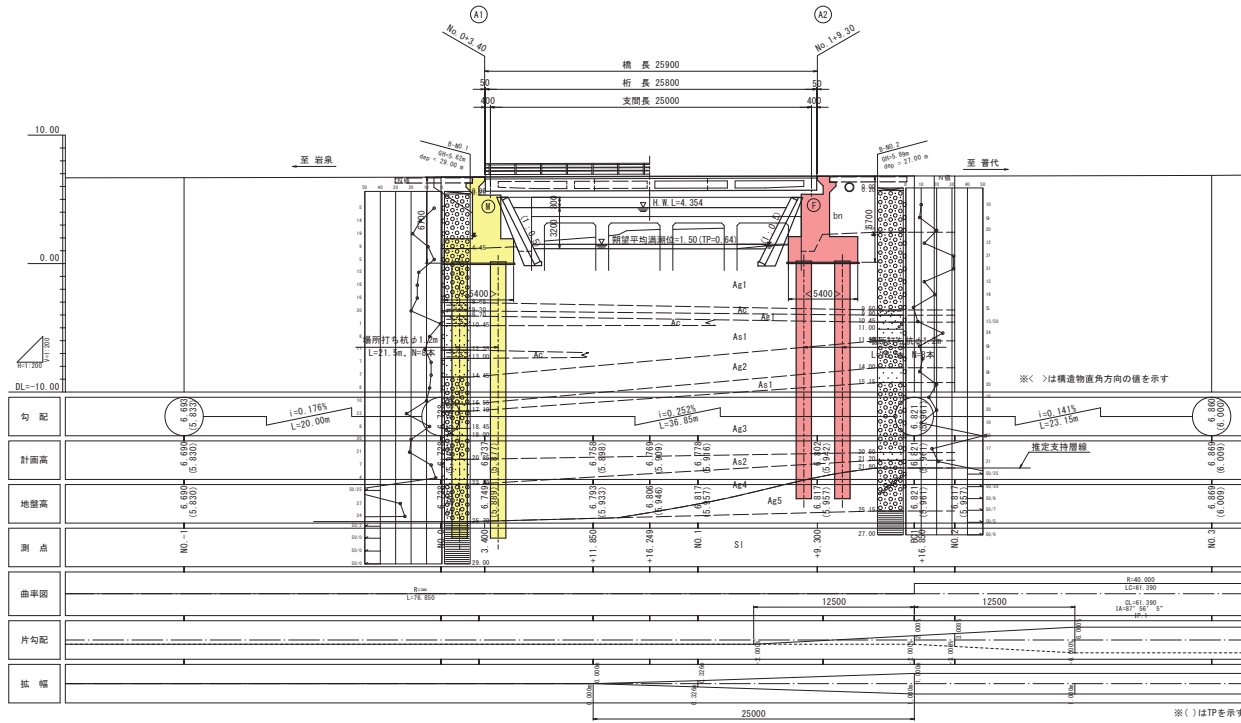
計画平面図



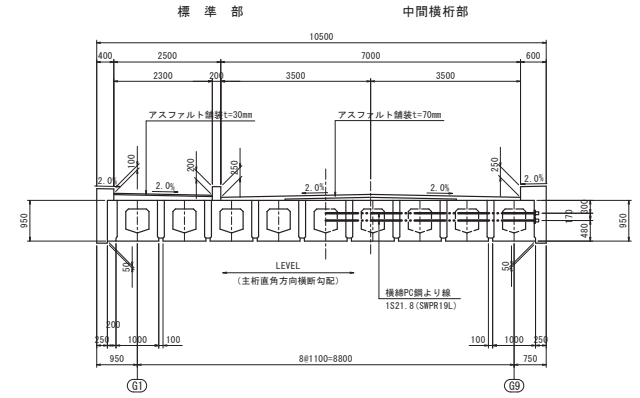
令和5年度
島の越漁港海岸
高潮対策(橋梁下部工その2)工事
計画附図
全14葉のうち1号
計画平面図
S=1:500
岩手県

島の越漁港海岸橋梁 橋梁一般図

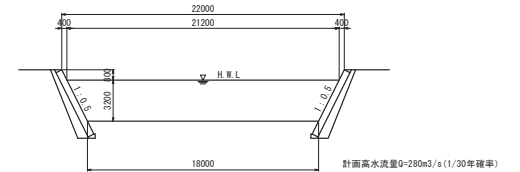
側面図 S=1:200



上部工断面図 S=1:60



松前川計画河川断面 S=1:200



地質	地質名	記号	土質・地盤
地盤	埋立土	埋	埋立土
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂
	埋立砂	埋砂	埋立砂

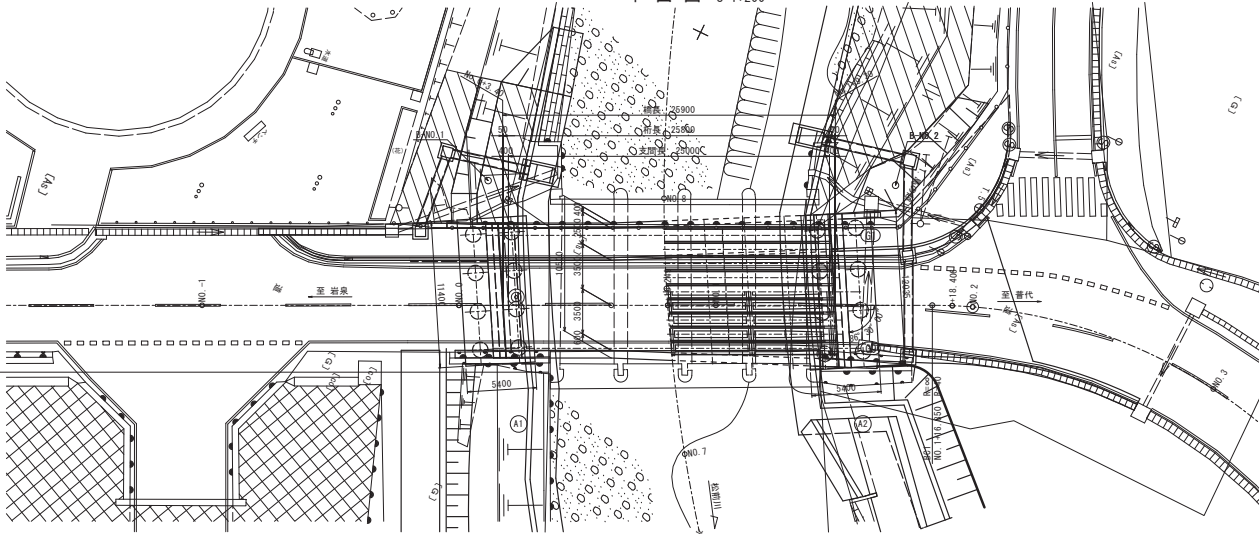
設計条件

路線名	主要地方道岩泉平井賀普代線	
道路規格	第3種第4級	
設計速度	V=30km/hr	
橋長	25.900m	
桁長	25.800m	
支間長	25.000m	
幅員構成	車道7.0m(標準部)、歩道2.5m	
斜角	右86°30'00"	
縦断勾配	-0.252%	
横断勾配	2.0% 2.0% 2.0%	
平面線形	R=∞	
設計活荷重	B活荷重	
雪荷重	1.0kN/m ²	
舗装	アスファルト舗装 車道t=70mm、歩道t=30mm	
添築物	無	
橋の重要度	A種の橋	
場帯対策区分	I	
上部構造	形式	プレストレストコンクリート道路橋 ポストテンション方式PC床版橋(セグメント工法)
	コンクリート	主桁σ _{ck} =50N/mm ² 、橋所打ちσ _{ck} =30N/mm ²
下部構造形式	PC鋼材	主桁 12S12.7(SWPR78L)、橋所打ち 12S11.8(SWPR19L)
	基礎形式	逆T式橋台(σ _{ck} =24N/mm ²)
基礎形式	オールゲージング橋所打ち杭φ1.2m (呼び強度σ _{ck} =30N/mm ² 、設計基準強度24N/mm ²)	
支持層	粘板岩、玉石混り砂礫	
交差物件	二級河川松前川	
適用示方書	平成29年 道路橋示方書	

※ 図面の標高表記は、DL標高である。
 ※ TP標高に換算する場合、DL標高から0.860m 減算する。
 (DL 0.000m = TP -0.860m)
 ※ 防潮堤天端標高値は、TP +14.300m = DL +15.160m

令和5年度
 島の越漁港海岸
 高潮対策(橋梁下部工その2)工事
 計画附図
 全14葉のうち2号
 橋梁一般図
 図示
 岩手県

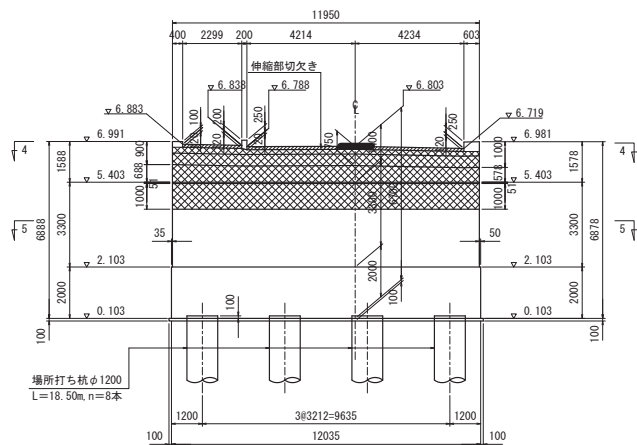
平面図 S=1:200



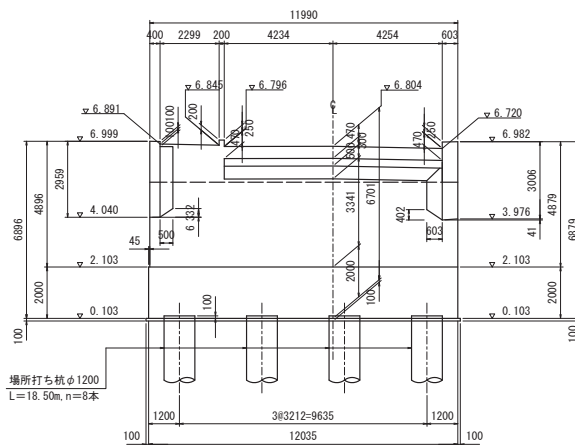
島の越漁港海岸橋梁 A2橋台構造図 S=1:100

(Fix)

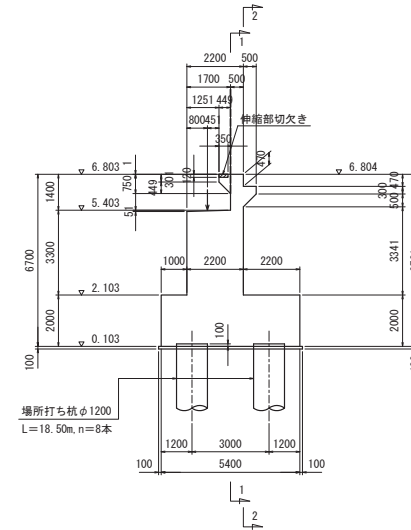
断面 1 - 1



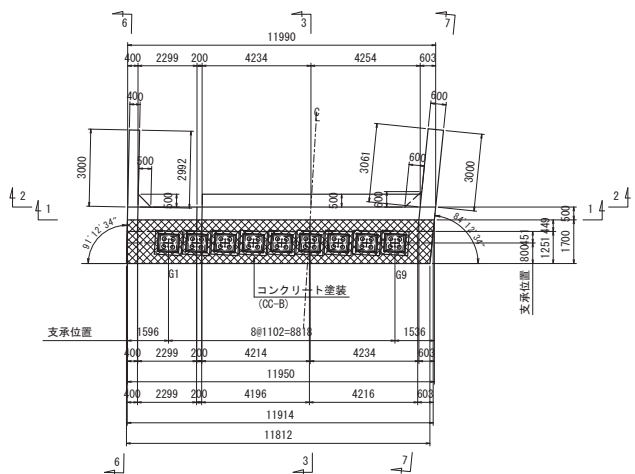
断面 2 - 2



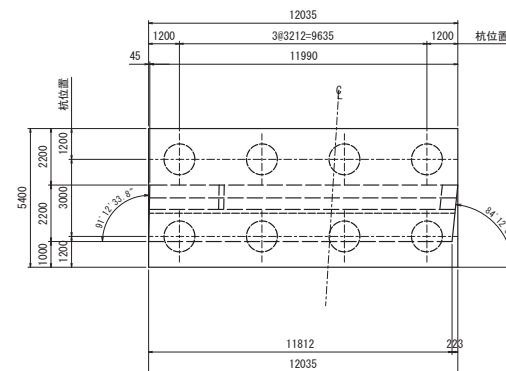
断面 3 - 3



断面 4 - 4



断面 5 - 5



※ 図面の標高表記は、DL標高である。
 ※ TP標高に換算する場合、DL標高から
 0.860m 減算する。
 (DL 0.000m = TP -0.860m)
 ※ 防潮堤天端標高値は、
 TP +14.300m = DL +15.160m

令和5年度
 島の越漁港海岸
 高潮対策(橋梁下部工その2)工事
 計画附図
 全 14 葉のうち 3 号
 A2橋台構造図
 図 示
 岩手県